

令和元年度 平川市 子育てのための施設等利用給付申請のしおり

～預かり保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業など～



◎申込みの前に必ずお読みください。

はじめに

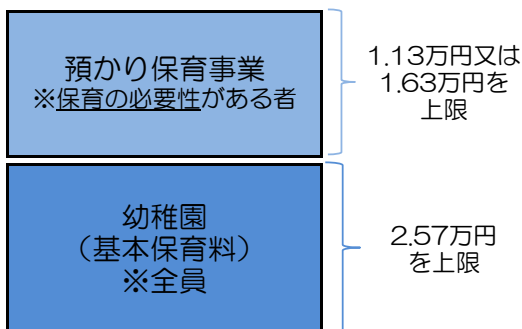
令和元年10月から子育てのための施設等利用給付が新設されました。子育て社会全体を支え、保護者の経済的負担の軽減に配慮した仕組みを目指します。

1. 概要

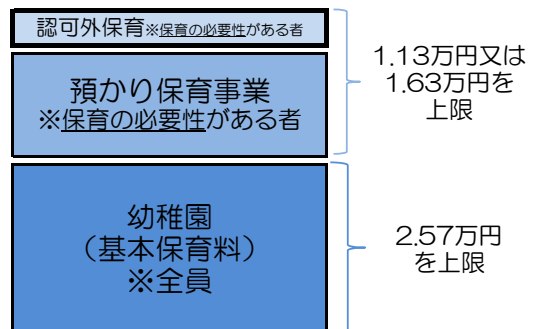
【幼稚園の預かり保育を利用する子ども】

- 無償化の対象となるためには、**保育の必要性の認定を受ける必要があります。**
(注)原則、通われている幼稚園または認定こども園（以下「施設」という。）を経由しての申請となります。
- 幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、**新2号認定は月額1.13万円まで、新3号認定は月額1.63万円までの範囲で利用料が無償化されます。**
- 幼稚園等が預かり保育を実施していない場合や、預かり保育が十分な水準でない場合(※)に限り、認可外保育施設等の利用も無償化の対象となりますが、その場合は預かり保育の無償化上限額（1.13万円又は1.63万円）から預かり保育の無償化支給額を差し引いた額が給付されます。

【幼稚園＋預かり保育】



【幼稚園＋預かり保育＋認可外保育】



※教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間が8時間未満または年間開所日数200日未満のいずれかの場合。

【認可外保育施設等(※)を利用する子ども】

- 無償化の対象となるためには、**保育の必要性の認定を受ける必要があります。**
(注)保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。
- 新2号認定は**月額3.7万円まで**、新3号認定は**月額4.2万円まで**の利用料が無償化されます。
- ※認可外保育施設等とは、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業などをいいます。

2. 手続きについて

【施設等利用給付認定について】

○幼稚園の預かり保育を利用する子ども

- ① 給付認定申請 …… 現在通っている施設へ子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書（以下「申請書」という。）と保育の必要性の認定に係る添付書類を提出します。
- ② 給付認定 …… 施設から当市へ①の申請書等が提出された後、施設を經由して認定通知書が交付されます。

○認可外保育施設等を利用する子ども

- ① 給付認定申請 …… 市へ申請書と保育の必要性の認定に係る添付書類を提出します。
- ② 給付認定 …… 認定通知書が交付されます。

【保育を必要とする要件について】

両親のどちらも（両親と別居している場合には子どもを養育している者）が、次のいずれかの事情にあてはまる場合です。※教育・保育給付認定と同様。

- ① 1ヶ月に48時間以上労働することを常態としていること。
- ② 妊娠中、または出産後間がないこと。
- ③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、または精神若しくは身体に障害を有していること。
- ④ 同居または長期入院等している親族の介護・看護していること。
- ⑤ 震災、風水害、火災、その他の災害の復旧にあたっていること。
- ⑥ 継続的に求職活動をしていること（起業準備を含む）。
- ⑦ 就学していること（職業訓練学校等における職業訓練を含む）。
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあると認められること。
- ⑨ その他上記に類する状態として市長が認める場合。

※すでに保育を必要としている子どもの弟・妹について育児休業を取得したときは、保育の継続利用が必要であると認められる場合、利用中の子どもは継続して認定を受けることができます。

【申請書に添付する書類について】

保育の必要性を証明する書類（子どもの父母両方必要です）

保育を必要とする理由に依じて、提出していただく書類が異なります。詳しくは下の表をご覧ください。※教育・保育給付認定と同様です。

保育を必要とする事由		提出書類
就 労	家庭外就労	就労（内定）証明書（市様式）
	自営業（農業含む）	
	育児休業中	復職（予定）年月日欄に記載のある就労（内定）証明書（市様式）
妊娠・出産	保育を必要としている事由申立書（市様式）	母子手帳の写し
疾病・障がい		診断書又は障害者手帳の写し
介護・看護		診断書、障害者手帳又は介護保険被保険者証の写し
災害復旧		被災証明書
求職活動		ハローワークカードの写し
就学		学生証の写し又は在学を証明できる書類
虐待・DV		※市にご相談ください

【保育の必要性の認定】

子どもの年齢や保護者の就労などに応じて市が客観的に審査し、2つの認定区分のいずれかに認定するものです。

認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設
新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した保育を必要とする子ども	認可外保育施設 預かり保育事業 一時預かり事業 病児保育事業 など
新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある保育を必要とする子どものうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	

【認定期間について】

保育を必要とする理由によって、認定期間が異なります（状況によっては変更する場合があります）。また、**利用料無償化が適用されるのは認定期間のみ**となります。

※教育・保育給付認定と同様です。

（例①）妊娠・出産を理由に申請⇒産前産後8週間のみ認定します。

（例②）求職活動を理由に申請 ⇒90日のみ認定します。

【その他申請・届出が必要なものについて】

以下に該当するときは、認定申請中・認定後に関わらず、別途届出が必要となります。（必要な書類等はお問い合わせください。）

- ① 保護者の保育を必要とする状況が変わったとき（就労先の変更や就職先の決定等）
※保護者の状況によっては、給付認定が取消となる場合があります。
- ② 住所、氏名、連絡先が変わったとき
- ③ 確定申告や修正等、市民税額に変更があったとき（新3号認定のみ）
- ④ 市外へ転出するとき
- ⑤ 利用施設を変更したいとき

【提出期限について】

○幼稚園の預かり保育を利用する場合

施設へ利用希望月の前月10日まで（10日が土・日・祝日の場合はその前日）
受付時間等は各施設へお問い合わせください。

○認可外保育施設等を利用する場合

市へ利用希望月の前月15日まで（15日が土・日・祝日の場合はその前日）
 ・受付時間：8：30～17：00（土・日・祝日を除く）
 ・受付場所：子育て健康課子ども支援係（健康センター内）
 尾上・碓ヶ関総合支所市民生活課市民係

○認定通知書の交付時期

利用希望月の前月20日頃

3. 施設等利用費の支払いについて

【幼稚園の預かり保育を利用する子ども】

○請求方法について

- ① 領収証及び提供証明書の受領 . . . 施設へ利用料支払い後、**領収証と提供証明書**が発行されます。
- ② 施設等利用費の請求 . . . **施設等利用費請求書**に必要事項を記入し、①で受領した**領収証と提供証明書の原本及び通帳の写し**を添付のうえ、通っている施設へ提出してください。
※認可外保育施設等の利用が施設等利用費の対象になるには一定条件があります。また、請求する場合は、認可外保育施設等が発行する領収証と提供証明書の添付（原本）が必要になります。
- ③ 口座振込による償還払い . . . 施設が請求書を取りまとめ、市へ提出後、請求内容を確認して保護者の口座へ取りまとめ月の翌月に振込みます。取りまとめ月は4月、7月、10月、1月です。

○利用日数に応じた支給額算定の方法について

算定ポイント：月毎に利用日数×450円を支給限度額として利用に要した費用を請求

※各施設によって利用料及び単位（時間・日・月）が異なるため、当該支給限度額と支払った利用料を月毎に比較して、小さい方を支給します。

算定例①【時間設定】	算定例②【日額設定】	算定例③【月額設定】
【前提①】 ある園の預かり保育利用料 設定額 100円/時間	【前提①】 ある園の預かり保育利用料 設定額 400円/日	【前提①】 ある園の預かり保育利用料 設定額 10,000円/月
【前提②】 ある児童の利用日数 20日（1日3時間）	【前提②】 ある児童の利用日数 20日	【前提②】 ある児童の利用日数 20日
《各月支給限度額》 . . . A $450円 \times 20日 = 9,000円$	《各月支給限度額》 . . . A $450円 \times 20日 = 9,000円$	《各月支給限度額》 . . . A $450円 \times 20日 = 9,000円$
《各月利用実績》 . . . B $100円/時間 \times 3時間 \times 20日$ $= 6,000円$	《各月利用実績》 . . . B $400円 \times 20日 = 8,000円$	《各月利用実績》 . . . B 10,000円
《支給額の算定》 A > Bより6,000円を支給	《支給額の算定》 A > Bより8,000円を支給	《支給額の算定》 A < Bより9,000円を支給

【認可外保育施設等を利用する子ども】

- ① 領収証及び提供証明書の受領 . . . 認可外保育施設・事業実施施設へ利用料支払い後、**領収証と提供証明書**が発行されます。
- ② 施設等利用費の請求 . . . **施設等利用費請求書**に必要事項を記入し、①で受領した**領収証と提供証明書の原本及び通帳の写し**を添付のうえ、市へ提出してください。
- ③ 口座振込による償還払い . . . 請求内容を確認後、保護者の口座へ取りまとめ月の翌月に振込みます。取りまとめ月は4月、7月、10月、1月です。

【問い合わせ先】

平川市役所子育て健康課子ども支援係 TEL：0172-44-1111(内線1151・1152)